

意見提出用紙

インターネットでの
提出が手軽で簡単です。
リンク先はこちら ⇒



18 歳未満



18 歳以上

前橋市こども未来部こども政策課 あて

前橋市こども基本条例の素案に関する意見について

募集期間 令和7年7月15日（火）から令和7年8月29日（金）まで

住 所		氏 名	
年齢区分	18歳未満 ・ 18歳以上		←該当区分に○をつけてください。
提出区分	市内に（在住・在勤・在学）・その他（ ）		

※年齢区分について、区分ごとの意見数を数えるために、お聞きするものです。

意見反映に影響するものではありません。

※上記の内容（住所・氏名等）は、公表しません。

意 見 記 載 欄

--

提出方法については裏面をご覧ください。

ご意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

なお、郵送以外は令和7年8月29日(金)必着となりますので、ご注意願います。

■提出方法

(1) 電子申請(Logo フォーム)

下記のいずれかからアクセスしてください。

- ・ 18歳未満の方 →  <https://logoform.jp/f/TXEuT>

- ・ 18歳以上の方 →  <https://logoform.jp/f/opRvr>

(2) 郵送 (令和7年8月29日(金) 当日消印有効)

〒371-0014 前橋市朝日町三丁目36番17号

前橋市保健センター2階 こども政策課 宛

(3) FAX

027-243-6474

(4) メール

kodomoseisaku@city.maebashi.gunma.jp

(5) 持参

下記の窓口に直接ご提出ください。

- ・前橋市保健センター(2階こども政策課)
- ・市庁舎(2階情報公開コーナー)
- ・各支所、市民サービスセンター、公民館、コミュニティセンター

■注意事項

※ 意見を提出できる方は、次のとおりです。

- ・本市に在住又は勤務先がある人
- ・本市の学校に在学する人
- ・パブリックコメント手続きにかかる事案に利害関係を有するもの

例:本市で社会的活動(ボランティアやNPO等)や経済的活動(事業等)を営んでいる個人や法人
その他団体など

※ 提出の際は、住所・氏名等を必ず記入してください。

住所・氏名等の記入がない意見書、要件に該当しない方からの意見書については、参考意見(市が考え方をまとめない意見)とさせていただきます。

※ 個別には回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

■お問い合わせ先

前橋市 こども未来部 こども政策課 電話 027-212-0883